

第二十四回 帝國議會 貴族院議事速記録第十五號

明治四十一年三月十七日(火曜日)

午前十時六分開議

議事日程 第十五號 明治四十一年三月十七日

午前十時開議

- 第一 刑法施行法案(政府提出衆議院回付) 會 議
- 第二 陸軍刑法施行法案(政府提出) 第一讀會(委員長報告)
- 第三 海軍刑法施行法案(政府提出) 第一讀會(委員長報告)
- 第四 樺太應立小學校教員退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會
- 第五 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會
- 第六 陸軍營繕費補充資金特別會計法案(政府提出) 第一讀會
- 第七 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會
- 第八 明治二十三年法律第二十七號中改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第九 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會
- 第十 獸疫豫防法中改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第十一 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會
- 第十二 畜牛結核病豫防法中改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第十三 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會
- 第十四 鹽專賣法中改正法律案(政府提出衆議院送付) 第一讀會
- 第十五 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會
- 第十六 家祿賞典祿處分ニ關スル法律案(衆議院提出) 第一讀會
- 第十七 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 會 議
- 第十八 砂糖營業稅輕減ニ關スル請願 會 議
- 第十九 新案變聲音符採用ノ請願 會 議
- 第二十 北海道鐵道買收ニ關スル請願 會 議

第二十一 渡良瀨川沿岸地方特別地價修正漏地地價修正ノ請願 會 議

第二十二 渡良瀨川水害救治ノ請願 會 議

第二十三 樺太島嶼刺網漁業否認ノ請願 會 議

第二十四 廣島江津間鐵道速成ノ請願 會 議

第二十五 庄内川改修ニ關スル請願 會 議

第二十六 日露戰役ニ際シ城津居留被害民救濟ノ請願 會 議

第二十七 酒造稅法中改正ノ請願 會 議

第二十八 畑地租特免ノ請願 會 議

第二十九 寺院ニ關スル法律制定ノ請願 會 議

第三十 租稅整理案ノ營業稅法改正案中物品販賣業稅率ノ甲種ニ豆類及菜種ノ二種ヲ加フルノ請願 會 議

第三十一 郡ノ境界變更ノ請願 會 議

第三十二 酒造稅納期改正ノ請願 會 議

第三十三 畑地租免除ノ請願 會 議

○議長(公爵徳川家達君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス

〔河井書記官朗讀〕

去ル十三日本院ニ於テ修正議決シタル左ノ政府提出案ハ即日之ヲ衆議院ニ送付セリ

陸軍刑法案 海軍刑法案

同日本院ニ於テ議決シタル左ノ衆議院提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ及可決ノ旨ヲ衆議院ニ通知セリ

裁判所管轄區域變更ニ關スル法律案 裁判所管轄區域變更ニ關スル法律案

同日渡良瀨川沿岸地方特別地價修正法律中改正法律案特別委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

委員長 山田 爲暄君 副委員長 西村 亮吉君

同日左ノ政府提出案ヲ受領セリ 陸軍營繕費補充資金特別會計法案

明治二十三年法律第二十七號中改正法律案

獸疫豫防法中改正法律案

畜牛結核豫防法中改正法律案

去ル十四日委員長ヨリ平民ノ稱記ニ關スル建議案可決報告書ヲ提出セリ

同日衆議院ヨリ政府提出感化法中改正法律案ヲ受領セリ

同日衆議院ヨリ左ノ同院提出案ヲ受領セリ

衆議院議員選舉法中改正法律案

日本水産銀行法案

漁業法中改正法律案

市制中改正法律案

町村制中改正法律案

明治三十四年法律第三十九號中改正法律案

明治三十年法律第三十九號中改正法律案

關稅定率法輸入稅表中改正法律案

地租條例中改正法律案

昨十六日政府ヨリ滿洲ニ於ケル領事裁判ニ關スル法律案ヲ受領セリ

○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス、議事日程第一、刑法施行法案、政府提出、衆議院回付、會議

〔左ノ通牒文及議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ倣フ〕

刑法施行法案

右貴院ノ送付ニ係ル政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因テ議院法第五十五條ニ依リ及回付候也

明治四十一年三月十二日

衆議院副議長 箕浦 勝人

貴族院議長公爵德川家達殿

〔衆議院ノ修正ニ係ル部分ノミナ載録ス小字ハ衆議院ノ修正ハ同削除ノ符號〕

第二十七條 左ニ記載シタル罪ハ刑法第三條ノ例ニ從フ

一 特許法ニ掲ケタル罪

二 商標法ニ掲ケタル罪

三 意匠法ニ掲ケタル罪

四 著作權法ニ掲ケタル罪

五 重要物産同業組合法ニ掲ケタル罪

六 移民保護法ニ掲ケタル罪

○富井政章君 此衆議院ノ修正ニ對シテ政府ノ意見ヲ伺ヒタイ

○國務大臣(松田正久君) 富井君ヨリ刑法施行法案ニ付イテ衆議院ノ修正ニ關スル政府ノ意見ヲ問フト云フコトデゴザイマスルガ、御承知ノ如ク新刑法ノ實行ハ社會一般ノ一日モ速ニセムコトヲ希望イタシテ居ル次第デゴザイマスルガ、衆議院ニ於テハ修正ヲ加ヘマシタ、此修正ニ付キマシテ政府ハ自ら進ンデ此修正ニ致シタイト云フ考ハ勿論有タナイノデアリマスルケレドモ、最早今期ノ議會モ餘日ナキコトニナツテ居リマス、ソレ故ニ當院ニ於カレマシテ若シ衆議院ノ修正ニ同意ヲ表セラルルコトニナリマスレバ政府ハ敢テ原案ヲ固執スル考ハ有チマセズ、喜ンデ同意ヲ致ス積リデゴザイマス

○富井政章君 衆議院ニ於キマシテ本案ノ第二十七條第一號ヨリ第三號マデヲ削除スルコトニ修正セラレマシタ、此修正ハ再ビ特別委員ニ於テ調査スルマデモナク直ニ同意スルコトニ相成リタイト存ジマス、其理由ハモト此條ニ掲ケテアル所ノ特許法、商標及意匠法ノ罪ハ外國ニ於テ犯シタ場合ニ於テモ之ヲ罰スルト云フノガ原案ノ趣意デアリマシテ、今日世界交通ノ便ガ開ケタ場合ニ於テハ最モ適當ノ規定ト存ジマス、併ナガラ外國ノ多數ノ立法例ハ實ハ今日マダ其程度マデ進ンデ居ナイノデアリマス、ソレ故ニ今暫ク現在ノ實況ニ基イテ新刑法ノ範圍ニ入レナイ方ガ宜シイト云フノガ、衆議院ノ修正デアルト解シマス、此見方ハ大ニ理由アルコトト考ヘマスルニ依ッテ願ハクハ本院ニ於テモ直ニ同意セラレムコトヲ發議イタシマス

○村田保君 本員モ此衆議院ノ修正ニ本院ガ贊成ヲ致セバ政府ハ喜ンデ同意ヲ表スルト云フコトデアリマスカラ、唯今富井君ノ提出セラレマシタ通り本員モ贊成シマス、直ニドウカ採決アラムコトヲ希望シマス

○男爵關義臣君 富井君ノ說ハ私モ同意デゴザイマス

○鎌田榮吉君 本員モ贊成イタシマス

○小松原英太郎君 本員モ富井君ノ意見ニ同意イタシマス、贊成ヲ致シマス
○議長(公爵徳川家達君) 採決イタシマス、衆議院ノ回付案ニ贊成ノ諸君ノ
起立ヲ請ヒマス

起立者 多數
○議長(公爵徳川家達君) 過半数ト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第二、陸軍刑法施行法案、政府提出、第
一讀會ノ續、委員長報告、第三、海軍刑法施行法案、政府提出、第一讀會ノ續、
委員長報告、二條公爵

陸軍刑法施行法案

右別冊ノ通り修正セリ依テ及報告候也

明治四十一年三月十二日

右特別委員長

公爵 二條 基弘

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔特別委員ノ修正ニ係ル條ノミヲ載録ス〕
〔小字ハ修正、ハ削除ノ符號〕

第三條

刑法施行法第三條ノ規定ハ前條ニ定メタル刑ノ對照ニ之ヲ準用ス
法律ニ依リ刑ヲ加重減輕スヘキトキ又ハ酌量減輕ヲ爲スヘキトキ
ハ加重又ハ減輕ヲ爲シタル後刑ノ對照ヲ爲スヘシ

數罪ヲ犯シタル者ニ付テハ併合罪又ハ數罪俱發ニ關スル規定ヲ適用シタ
ル後刑ノ對照ヲ爲スヘシ

一罪ニ付二箇以上ノ主刑ヲ併科スヘキトキ又ハ一罪ニ付二箇以上ノ主刑
中其一ノ箇ヲ科スヘキトキハ其ノ中ニテ重キ刑ノミニ付對照ヲ爲スヘシ
併合罪又ハ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リ數罪ノ主刑ヲ併科スヘキトキ亦
同シ

第四條 刑法第六條ニ依リ舊陸軍刑法又ハ他ノ法律ヲ適用スル場合ニ於テ
ハ剝奪公權、剝官、停止公權、監視又ハ罰金ヲ附加スヘキトキト雖之ヲ附
加セス

前項ノ場合ニ於テハ、〔將校ニ非スシテ官職ヲ有スル者將校ニ在リテ剝官ヲ附加スル刑ニ該
ルトキト雖其ノ官職ヲ失ハス〕舊陸軍刑法第三十條第二項ノ規定ハ之ヲ適用セス

第十九條 刑法施行法第二十九條及第三十條ノ規定ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ陸軍刑法ノ罪ニ
之ヲ準用ス
死刑、無期若ハ短期一年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル陸軍刑法ノ
罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊陸軍刑法ノ重罪ト看做ス

第二十條 刑法施行法第三十三條乃至第三十六條ノ規定ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ陸軍刑法ニ
定メタル刑又ハ舊陸軍刑法ノ刑ニ處セラレタル者ニ之ヲ準用ス
ノ適用ニ付テハ舊陸軍刑法ノ輕罪ト看做ス

前條ニ該當セサル懲役又ハ禁錮ニ該ル陸軍刑法ノ罪ハ他ノ法律ノ適用ニ
付テハ舊陸軍刑法ノ禁錮ニ該ル罪ト看做ス

前條ニ該當セサル懲役ニ該ル陸軍刑法ノ罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊
陸軍刑法ノ重禁錮ニ該ル罪ト看做ス

前條ニ該當セサル禁錮ニ該ル陸軍刑法ノ罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊
陸軍刑法ノ輕禁錮ニ該ル罪ト看做ス

第二十一條 陸軍刑法ニ依ル死刑、無期若ハ六年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處
セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊陸軍刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラ
レタル者ト看做ス

第二十二條 前條ニ記載シタル者及舊陸軍刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル
者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ公權ヲ剝奪セラレタル者ト看做ス

前項ノ規定ハ復權ヲ得タル者ニハ之ヲ適用セス

第二十三條 陸軍刑法ニ依リ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者ハ
他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊陸軍刑法ノ輕罪ノ刑ニ處セラレタル者ト看做
ス

陸軍刑法ニ依リ六年未滿ノ懲役ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付
テハ舊陸軍刑法ノ重禁錮ニ處セラレタル者ト看做ス

陸軍刑法ニ依リ六年未滿ノ禁錮ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付
テハ舊陸軍刑法ノ輕禁錮ニ處セラレタル者ト看做ス

第二十四條 陸軍刑法ニ依リ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者ハ
他ノ法律ノ適用ニ付テハ刑ヲ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキ
ニ至ル迄公權ヲ停止セラレタル者ト看做ス舊陸軍刑法ノ禁錮ノ刑ニ處セ
ラレタル者ニ付亦同シ

〔第二十五條〕〔第二十一條三修正〕第二十六條以下第三十條迄條數ヲ順次繰上グ
第二十七

第三十一條 刑法第五十二條又ハ第五十八條ノ規定ニ依リ刑ヲ定ムヘキ場
合

合ニ於テハ其ノ犯罪事實ニ付最終ノ判決ヲ爲シタル軍法會議。○ニ於テ判決ヲ以テ之
長官ニ具申ヲ爲スヘシ

長官前項ノ具申ヲ受ケタルトキハ刑ヲ定ムヘキ旨ノ命令ヲ下スヘシ

軍法會議ニ於テ刑ヲ定ムルニハ陸軍治罪法中判決ニ關スル規定ヲ準用ス

二十八 第三十二條 軍法會議ニ於テハ刑ノ執行猶豫ハ判決ヲ以テ之ヲ爲シ刑ノ言渡ト同時ニ之ヲ言渡スヘシ

前項ノ判決及言渡ニ付テハ陸軍治罪法中判決ニ關スル規定ヲ準用ス

二十九 第三十三條 刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消スヘキ場合ニ於テハ刑ノ言渡ヲ爲シタル軍法會議、刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ所在地ヲ管轄スル軍法會議又ハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ所屬部隊ノ軍法會議。○ニ於テ判決ヲ以テ之ヲ取消シ其ノ言渡ヲ爲シ

其ノ言渡ヲ爲シ之ヲ言渡スヘシ

第三十條 前條ノ判決及其ノ言渡ニ付テハ陸軍治罪法中判決ニ關スル規定ヲ準用ス

第三十四條 第三十一條ニ修正ス

海軍刑法施行法案

右別冊ノ通り修正セリ依テ及報告候也

明治四十一年三月十二日

右特別委員長

公爵 二條 基弘

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔特別委員ノ修正ニ係ル條ノミヲ載録ス小字ハ修正、ハ削除ノ符號〕

第三條

刑法施行法第三條ノ規定ハ前條ニ定ムタル刑ノ對照ニ之ヲ準用ス
法律ニ依リ刑ヲ加重減輕スヘキトキ又ハ酌量減輕ヲ爲スヘキトキハ加重又ハ減輕ヲ爲シタル後刑ノ對照ヲ爲スヘシ

數罪ヲ犯シタル者ニ付テハ併合罪又ハ數罪俱發ニ關スル規定ヲ適用シタル後刑ノ對照ヲ爲スヘシ

一罪ニ付二箇以上ノ主刑ヲ併科スヘキトキ又ハ一罪ニ付二箇以上ノ主刑

中其ノ一箇ヲ科スヘキトキハ其ノ中ニテ重キ刑ノミニ付對照ヲ爲スヘシ

併合罪又ハ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リ數罪ノ主刑ヲ併科スヘキトキ亦同シ

第四條 刑法第六條ニ依リ舊海軍刑法又ハ他ノ法律ヲ適用スル場合ニ於テハ剝奪公權剝官、停止公權、監視又ハ罰金ヲ附加スヘキトキ雖之ヲ附加セス

前項ノ場合ニ於テ。舊海軍刑法第十八條第二項ノ規定ハ之ヲ適用セス
○ハ將校ニ非スシテ官職ヲ有スル者將校ニ在リテ剝官ヲ附加スル刑ニ該ルトキト雖其ノ官職ヲ失ハス

第十九條 刑法施行法第二十九條及第三十條ノ規定ハ他ノ法律ニ付テハ海軍刑法ノ罪ニ死刑、無期若ハ短期一年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル海軍刑法ノ之ヲ準用ス

第二十條 刑法施行法第三十三條乃至第三十六條ノ規定ハ他ノ法律ニ付テハ海軍刑法ニ定メタル刑又ハ舊海軍刑法ノ刑ニ處セラレタル者ニ之ヲ準用ス

前條ニ該當セサル懲役又ハ禁錮ニ該ル海軍刑法ノ罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊海軍刑法ノ禁錮ニ該ル者ト看做ス
前條ニ該當セサル懲役ニ該ル海軍刑法ノ罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊海軍刑法ノ重禁錮ニ該ル罪ト看做ス

前條ニ該當セサル禁錮ニ該ル海軍刑法ノ罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊海軍刑法ノ輕禁錮ニ該ル罪ト看做ス

第二十一條 海軍刑法ニ依リ死刑、無期若ハ六年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊海軍刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ト看做ス

第二十二條 前條ニ記載シタル者及舊海軍刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ公權ヲ剝奪セラレタル者ト看做ス

第二十三條 海軍刑法ニ依リ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊海軍刑法ノ輕罪ノ刑ニ處セラレタル者ト看做ス

海軍刑法ニ依リ六年未滿ノ懲役ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊海軍刑法ノ重禁錮ニ處セラレタル者ト看做ス

海軍刑法ニ依リ六年未滿ノ禁錮ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付

テハ舊海軍刑法ノ輕禁錮ニ處セラレタル者ト看做ス

第二十四條 海軍刑法ニ依リ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄公權ヲ停止セラレタル者ト看做ス舊海軍刑法ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ニ付亦同シ

〔第二十五條ヲ第二十一條ニ修正シ第二十六條以下第三十條迄條數ヲ順次繰上リ〕

第三十一條 刑法第五十二條又ハ第五十八條ノ規定ニ依リ刑ヲ定ムヘキ場合ニ於テハ其ノ犯罪事實ニ付最終ノ判決ヲ爲シタル軍法會議〇ニ於テ判決ヲ以テ之ノ主理ハ

長官ニ具申ヲ爲スヘシ

長官前項ノ具申ヲ受ケタルトキハ刑ヲ定ムヘキ旨ノ命令ヲ下スヘシ

軍法會議ニ於テ刑ヲ定ムルニハ海軍治罪法中判決ニ關スル規定ヲ準用ス

第三十二條 軍法會議ニ於テハ刑ノ執行猶豫ハ判決ヲ以テ之ヲ爲シ刑ノ言渡ト同時ニ之ヲ言渡スヘシ

前項ノ判決及言渡ニ付テハ海軍治罪法中判決ニ關スル規定ヲ準用ス

第三十三條 刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消スヘキ場合ニ於テハ刑ノ言渡ヲ爲シタル軍法會議又ハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ所在地ニ最モ近キ軍法會議〇ニ於テ判決ヲ以テ之ヲ取消シ其ノ言渡ヲ爲シタル者ノ主理其ノ取消ヲ爲シ之ヲ言渡スヘシ

第三十條 前三條ノ判決及其ノ言渡ニ付テハ海軍治罪法中判決ニ關スル規定ヲ準用ス

〔第三十四條ヲ第三十一條ニ修正ス

〔公爵二條基弘君演壇ニ登ル〕

○公爵二條基弘君 御報告ヲ致シマス、本案ハ前後二回ノ委員會ヲ開キマシテ篤ト調査ヲ致シマシタ末、修正ヲ致シマシテ原案ヲ可決シタ譯デアリマス、誠ニ簡單デアリマシテ、モト此陸軍刑法施行法案、海軍刑法施行法案ハ、其實質ハ普通刑法ノ施行法案ト殆ド同ジデアリマス、唯刑法ト云フ上ニ陸軍トカ或ハ海軍ト云フ文字ヲ冠セテアルダケデ、其他ハモウ違ヒハアリマセヌ、右ノ譯デアリマスカラシテ、此案ノ實質ニ付キマシテハ、モウ別段深キ疑義ノアル等ハアリマセヌノデ、委員會ニ於テハ諸君ノ御手許ヘ廻シマシタ如ク修正ヲナシマシテ本案ヲ可決イタシタ譯デアリマス、デ先ヅ理由ハ其位ノモ

ノデアリマシテカラ、モウ別段ソレヨリ申スコトハアリマセヌ、是ヨリ修正ニ付キマシテ簡單ニ御報告ヲ致シマス、デ此修正モ陸軍刑法施行法案ト海軍刑法施行法案トハ兩方ナガラ、モウ文章ニ於テハ餘リ變リハアリマセヌカラシテ、一ツニシテ修正ノ説明ヲ致スコトト致シマス、デ此三條ノ削除ニナリマシタノハ、是ハ普通刑法ノ第三條ト全ク其文モ同ジコトデアリマス、殊更ニ茲ヘ此通りニ總テ丁寧ニ書キ列ネルト云フコトハ體裁上餘リ宜シクナイ、ソレ故ニ此事ハ準用法ニ書キ改メテ仕舞ウタナラバ、其方が宜カラウト云フヤウナ所デ、此所ハ修正ニナッタノデアリマス、ソレカラ此第四條ノ第二項、此修正ハ原案ノ方デ見マスルト陸軍ノ方カラシテ言葉ヲ立テテ説明イタシマス、舊陸軍刑法ヲ適用スルノ場合ノミデアアルナラバ此原案通りデ何モ差支ハアリマセヌノデス、然ルニ舊法ノ海軍刑法適用スル場合デ新法ノ陸軍刑法ヲ適用スル場合ニ當リマシテハ、其新舊刑法對照ノ結果カラシテ舊海軍刑法ヲ適用スルト云フヤウナコトガ起リマシタナラバ、此原案通りデハ甚ダ不十分ナ所ガアリマス、ナゼナラバ其結果ニ依リマシテ此海軍ノ規定ノアル通り將校以下ノ者ハ官職ヲ失フト云フコトノ規定ガ其儘其所ニモ亦適用サルルト云フヤウナ都合ニナッテ來マスルト甚ダ宜シクナイ、之ヲ海軍ノ方カラ申シマスレバ、唯今ノ言葉ヲ詰リ返シテ申シマスレバ、ソレデ分ルト存ジマスカラ再ビ申シマセヌ、右様ナ都合デ此修正ノ方ニ致シマスレバ、サウ云フ所ノコトガ不十分デナクシテ完全ナル意味ヲ備ヘタモノニナルト云フ様ナ所カラシテ、是ガ修正ニナッテ居リマス、此十九條ト二十條ガ削レマシテ修正ノ如キ一箇條ヲ置カレマシタノハ、是ハ矢張り普通刑法ト殆ド同ジ文章ガ茲ニ矢張り削ラレテアルノデアリマスカラ、是ハ法文ノ體裁上トシテ斯ウ云フコトニスルノモ餘リ面白クナイ、兎惡クイ話デアルカラシテ、是ハ矢張り一條準用ノ規定ヲ設クルト云フヤウナ都合ニシタ方が宜カラウト云フコトデ、是ハ準用法ヲ以テ此所ヘ書キ現ハサレテ修正ニナッタデアリマスガ、デ此二十一條、二十四條、是モ同ジ意味デ前ノガハ罪ノ事ヲ言ヒ今度ノガハ刑ノ事ヲ言フノデアリマスカラ、併シ此修正ノ意味ハ先キニ申シマシタ如ク矢張り普通刑法ニ在ルカラシテ此所ニモ斯ウ云フ様ニ丁寧ニ連ネテ置クノハ餘リ宜シクナイカラシテ、改メテ一箇條ノ準用法ニ書キ改メタラ宜カラウト云フ所カラシテ是ガ改マッタ譯デアリマス、ソレカラ此三十一條ノ第一項ノ末「軍法會議ノ理事ハ長官ニ具申ヲ爲スヘシ」ト云フ所ノ「ノ理事ハ長官

ニ具申「ト云フ字ヲ削リマシタ、削ツタ譯ハ此後ニ於テ斯ウ云フ風ニ理事ガ總テヲヤルト云フコトハ餘リ輕ル過ギハセヌカ、ソレヨリハ此軍法會議ニ於テ判決ノ方デヤツタ方ガ專、鄭重ニナツテ宜シイカラシテ、其意味ヲ以テ是ハ修正サレタ譯デアリマス、此第二項ノ削ラレタノハ前ノ第一項ガ削除ニナツタ所ノ結果トシテ是モ削除ニナリマシタ、デ第三十一條ノ第三項、第三十二條ノ二項、是ハ同ジヤウナ文句ガ連ネラレテアリマスガ、餘リ是デモ見苦シイカラ是ハ後ニ一條ヲ設ケテ纏メテ一ツニシテ置イタ方ガ體裁上宜シイノデ此所ハ削ラレタノデアリマス、ソレト此三十三條ノ方ハ是モ此原案ニ於キマシテハ最モ違フ「軍法會議ノ」ト云フ「ノ」カラシテ跡ハ修正ガ出來テ居テ字句ハ其通り海軍ノ方ハナツテ居リマス、陸軍モ矢張り此邊カラ變ツテ居リマスガ、是ハ矢張り此所ニ於キマシテハ刑ノ執行猶豫ヲ取消ストカ刑ノ執行ヲ言渡スト云フコトハ誠ニ是ハ重大ナル事デアルカラシテ、理事ナドニ此取消ヲサセタリ言渡ヲサセルコトハ餘リ輕キニ失スルヤウデイカヌ、ソレデ事ハ餘ホド不便ヲ感ズルカ知ラスケレドモ、成ルベク斯ウ云フ判決ヲ爲ス其手續ハ十分鄭重ニシタ方ガ宜カラウト云フダケノ趣意ヲ以テ是ガ修正ニナツタ譯デアリマス、此所ノ文章ハ海軍ノ方ト陸軍トハ少シ間ノ所ニ違フ所ガアリマスケレドモ、併シソレハ全ク海軍ト陸軍トガ其性質ガ違フ所デ、唯ソレダケノ意味デ大體ノ意味ニ於テハ、ソレナニ變ラヌノデアリマス、其違フト云フ所ハ土地ニ於テ管轄ガアルノ土地ニ對シテ管轄ガ無いノト變ツタダケデ、總體ニ於テハ何モ意味ニ變リハアリマセヌ、デ此修正ニ付キマシテノ説明ハ斯ウ云フコトデ御承知ヲ願ヒタウゴザイマス、デ此案モ修正ノ通りデ委員會ニ於テ可決サレマシタカラシテ、諸君ニ於キマシテモ修正案ノ通り直ニ可決サレムコトヲ希望イタシマス、デ此兩案共ニ陸軍刑法施行法案、海軍刑法施行法案、文ハ同文デアリマシテ、又説明モモウツニ於テ出來ルコトデアリマスカラシテ、別段ニ再ビ海軍ノ刑法施行法案ノコトニ付イテハ申シマセヌ、サウ云フ譯デアリマスカラシテ、極ク簡單ノモノトモ言ハレマセヌケレドモ、併シ事ハ極ク明瞭ニ分ツタモノト考ヘマスカラシテ、ドウカ讀會省略ヲ以テ議決セラレムコトヲ希望イタシマス

○南郷茂光君 讀會省略賛成
 ○伊澤修二君 讀會省略賛成
 ○村田保君 本員ハ陸軍大臣、或ハ海軍大臣ニチヨット伺ヒタイデスガ...

○議長(公爵徳川家達君) 村田君ニ申上ゲマスガ、ドチラノ案デスカ
 ○村田保君 同ジ案デスカラ陸軍大臣ニ伺ヒタイデスガ、政府ハ是ニハ別ニ御不同意ハナイノデゴザンセウカ、チヨットソレヲ伺ヒ、尙ホ又伺ヒタイコトガゴザイマス

〔國務大臣子爵寺内正毅君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(子爵寺内正毅君) 政府ハ委員ノ修正ニ同意ヲ致シマシタ
 ○村田保君 陸軍大臣ニ序デニ伺ヒタイデスガ、此程陸軍刑法モ御改正ニナリマスル、付キマシテハ何レ此現今ノ陸軍ノ治罪法モ追ッテ御改正ニナテ出マスルコトト自分モ信ジテ居リマスガ、何レ其時分ニハ此陸軍ノ方ニ於キマシテモ控訴上告或ハ辯護人ナドト云フモノヲバ其時分ニハ御用非ニナルコトト自分ハ信ジテ居リマス、如何トナリマスレバ此今回ノ陸軍刑法ト申シマスルモノハ全ク普通刑法ニ依リマシテ、範圍ナドト云フモノハ非常ニ廣イ、或ハ一年以上ノ懲役ナドト云フコトニナレバ隨分廣イモノニナル、サウ云フ非常ニ範圍ノ廣イ今度ハ刑法ニナリマシタ、サウシテ見マスルト云フト隨分裁判上餘ホド是マデトハ違ヒマシテ隨分犯罪人ナドニハ餘ホド不幸ナコトガアリハセヌカ、既ニ普通刑法ニ依リマシテモ從前ハ控訴上告ヲ許シマセズ、辯護人モ用非ナイデアッタノデ、其當時ニハ或ハ犯人ガ法律ヲ知ラヌガ爲ニ無期ノ懲役ニナルモノガ、看ス看ス自分デ死刑ニナツタト云フヤウナ結果ガアル、ソレデ今日ハ此通り控訴上告ノ途モ其後開ケマスレバ辯護人モ刑事上用フルコトニナリマシタカラ、サウ云フコトモ無クナリマシタガ、從前ハサウ云フ例モ段々アツタ、ソレ故ニ今回ノ陸軍刑法モ斯ノ如ク普通刑法ノ如ク範圍ヲ廣ク總テ裁判官ノ意見ニ任スト云フコトニナリマスレバ、ドウモ普通ノ通り相當ノ機關ヲ具ヘナケレバナリマスमित存ジマスルガ、ソレデソレヲ一應、陸軍大臣ハドウ云フ御考ヘデ居ラッシヤイマスカ、伺ヒマス

○國務大臣(子爵寺内正毅君) 御答ヘ致シマス、過日同様ナ意見ガ此所ノ委員會デモ出マシタ、又衆議院デ刑法ガ本議會ニ上ボリマシタトキモ同様ナ意見ガ出マシタ、本大臣ノ意見トシマシテハ他日治罪法ヲ改正シマスルト云フコトニナリマセウト考ヘマス、其際ニ於テハ唯今御論ジニナツタヤウナ點ニ付キマシテハ委シク考慮スル考デゴザイマス、固ヨリ御演說ノ如ク諸種ノ點ニ於テ考慮スベキコトガアルヤウニ考ヘマス、併ナガラ此軍ノ刑法ハ同一ニ論セラレヌ點ガ多クゴザイマス、即チ此軍ノ刑法ノ目的カラ考ヘマスルト、

唯個人ノ權利ト云フコトノミヲ專ラトシテ論ジラレヌ場合ガ澤山アル、サウ云フ場合ニ於テ悉ク上訴ノ途ヲ開キ代辯ノ途ヲ開クト云フコトガ總テニ應用セラルルカ否ヤト云フコトハ餘ホド考慮スベキ點ガアルト思ヒマス、大體ニ於テハ村田君ノ御議論ノ要旨ハ篤ト考慮スベキモノト考ヘマス、ドウゾ左様：

○村田保君 本員モ讀會省略ニ賛成イタシマス

○男爵茨木惟昭君 讀會省略賛成

○伯爵大原重朝君 讀會省略賛成

○男爵有地品之允君 讀會省略賛成

○男爵松平正直君 賛成

○磯邊包義君 賛成

○男爵小澤武雄君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 二條公爵ニ伺ヒマスガ、唯今ノ讀會省略ノ動議ハ

兩案共ニト云フコトデゴザイマスカ

○公爵二條基弘君 左様デゴザイマス

○男爵原田一道君 讀會省略賛成

〔其他「賛成」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 二條公爵ノ讀會省略ノ動議ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵徳川家達君) 三分ノ二以上ト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 陸軍刑法施行法案、全部ヲ問題ニ供シマス：本

案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵徳川家達君) 過半数ト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 是ヨリ海軍刑法施行法案、全部ヲ問題ニ供シマス

特別委員長ノ報告ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵徳川家達君) 過半数ト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 過半数ト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 過半数ト認メマス

起立者 多數

○議長(公爵徳川家達君) 過半数ト認メマス

○侯爵大炊御門幾磨君 唯今カラ北海道國有未開地處分法改正法律案ノ委員會ヲ開キタウゴザイマスガ、退席イタシテ宜シウゴザイマスカ

○議長(公爵徳川家達君) 大炊御門侯爵ヨリノ御要求通りデ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第四、樺太廳立小學校教員退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律案、政府提出、第一讀會、本日ノ法案ノ朗讀ハ悉ク省略シテ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

〔左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ参照ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ做ス〕

樺太廳立小學校教員退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律案

右

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

明治四十一年三月十二日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

大藏大臣 松田 正久

內務大臣 原 敬

文部大臣 男爵牧野 伸顯

樺太廳立小學校教員退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律案

第一條 市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法律第一條乃至第十三條及

明治二十九年法律第十三號第二條ノ規定ハ樺太廳立小學校教員及其ノ遺

族ニ關シ之ヲ準用ス但シ府縣知事ノ職務ハ樺太廳長官之ヲ行フ

第二條 本法ニ依ル給與ハ國庫ノ支辨トス

第三條 樺太廳立小學校正教員ハ其ノ給料額ノ百分ノ一ヲ國庫ニ納ムヘシ

第四條 市町村立小學校正教員ノ在職年月數樺太廳立小學校正教員ノ在職

年月數ハ本法及市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法ニ於テ相互之

ヲ通算ス

府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法、明治二十九年法律第十三號、明治三十三年法律第七十七號及在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依ル在職在官年月數ニ付テモ亦前項ニ同シ
前項ニ掲ケタル法律ニ依ル小學校ノ正教員ト樺太廳立小學校正教員トノ間ニ於ケル轉勤ハ之ヲ勤績ト看做ス

第五條 明治三十三年法律第七十五號第一條ノ規定ハ樺太廳立小學校正教員ノ退隱料及遺族扶助料ニ之ヲ準用ス

本法ハ明治四十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔政府委員吉原三郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(吉原三郎君) 本案ハ至ッテ簡單ナモノデアリマシテ、要スルニ本年ノ四月ヨリ樺太ノ小學校ニ小學校令ヲ準用イタシマスルニ付キマシテ、内地ノ小學校教員ト同様ニ、退隱料及遺族扶助料ヲ給與イタシタイト云フニ外ナラヌノデゴザイマス、宜シク御審査ノ上、御協贊アラムコトヲ希望イタシマス

○辻新次君 チョット質問イタシタイ、... チョット御尋ネラシテ置キタイノデアリマスガ、樺太ニハ小學校ハモウ出來テ居マスノデアリマスガ、若シ出來テ居リマスナラ幾ツバカリ出來テ居リマスガ、伺ッテ置キタイ

〔政府委員熊谷喜一郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(熊谷喜一郎君) 御答ヘ致シマス、小學校ハ唯今三箇所開イテ居リマス、ソレデ是マデハ小學校令ノ要旨ニ依リマシテ内規ヲ以テ教育ヲ施シテ居リマスル、ソレヲ本年四月一日ヨリ勅令ヲ以テ小學校令ノ規定ヲ準用イタシマシテ、正式ナモノニシテ教育ヲ施シタイト云フ方針デゴザイマス、左様御承知ヲ願ヒマス

○議長(公爵徳川家達君) 別ニ御質問モ無イト認メマスカラ議事日程第五ニ移リマス、右議案ノ審査ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉、特別委員ハ議長指名デ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、本日委員ニ付託セラレマヌ議案ノ特別委員ハ悉ク議長指名ト心得テ宜シウゴザイマスカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、別ニ委員ノ數ニ付イテ御意見ガゴザイマセヌケレバ通常ノ九名ト議長ハ心得マス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第六、陸軍營繕費補充資金特別會計法案、政府提出、第一讀會

陸軍營繕費補充資金特別會計法案

右

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

明治四十一年三月十三日

内閣總理大臣侯爵西園寺公望
陸軍大臣子爵寺内 正毅
大藏大臣 松田 正久

陸軍營繕費補充資金特別會計法

第一條 陸軍營繕費補充資金ヲ置キ其ノ歲入歲出ハ一般ノ會計ト區分シ特別ノ會計ヲ設置ス

第二條 陸軍營繕費補充資金ハ陸軍ニ於ケル土地建造物ヨリ生スル收入及附屬雜收入ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 陸軍營繕費補充資金ハ左ノ目的ニ使用ス
一 陸軍ニ於ケル土地建造物ノ利用ニ要スル諸費
二 陸軍ニ於ケル土地建造物ノ營繕費補充

第四條 陸軍營繕費補充資金ヲ使用セムトスルトキハ其ノ金額ヲ一般ノ歲入ニ組入レ一般ノ歲出トシテ拂出スヘシ

第五條 陸軍營繕費補充資金ニシテ毎年度内ニ使用セサルモノハ翌年度ニ遞次繰越スヘシ

第六條 政府ハ毎年陸軍營繕費補充資金特別會計ノ歲入歲出豫算ヲ調製シ歲入歲出ノ總豫算ト共ニ帝國議會ニ提出スヘシ

第七條 陸軍營繕費補充資金ノ收入支出ニ關スル規程ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣子爵寺内正毅君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(子爵寺内正毅君) 本案ハ極ク簡單ナモノデゴザイマスガ、此陸軍ニ所有シテ居リマスル土地建物、是等ノ物ガ目的ニ使用サレマス以外ニ於テ、幾ラカ之ヲ生産的ニ利用イタシテ、其收入ヲ以テ將來修繕ヲシテ行キマス所ノ陸軍ノ建物ノ修繕費ノ補充ト致シタイト云フ案デゴザイマス、僅カ七條バカリニナッテ居リマス、極ク簡單ナ唯今申上ゲタルダケノ趣意ノ法律デゴザイマスカラ、成ルベク速ニ御協賛ノアルヤウニ致シタイト思ヒマス

○議長(公爵德川家達君) 別ニ御質問モ無イヤウデアリマスカラ次ノ議事日程ニ移リマス

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第八、明治二十三年法律第二十七號中改正法律案、政府提出、第一讀會

明治二十三年法律第二十七號中改正法律案

右

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

明治四十一年三月十三日

内閣總理大臣侯爵西園寺公望
陸軍大臣子爵寺内正毅
大藏大臣 松田 正久

明治二十三年法律第二十七號中改正法律案

明治二十三年法律第二十七號中左ノ通改正ス

第三條 委任經理ニ屬スル給與ノ殘金、廢物賣却代金及補償金ハ之ヲ積立金ト爲シ委任經理ニ係ル費途ニ使用スルコトヲ得

第四條 削除

附則

本法ハ明治四十一年度ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ積立金ハ之ヲ本法ニ依ル積立金ニ併合ス

〔國務大臣子爵寺内正毅君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(子爵寺内正毅君) 本案ハ最モ簡單ナモノデゴザイマス、是ハ二十三年ニ出來マシタ法律ノ中ノ一部ノ改正デゴザイマス、是ハ全ク此軍隊ノ

即チ小部隊デゴザイマス、聯隊以下ノ部隊ニ於キマシテ隊中ノ雜費ヲ委任セラレテ之ヲ經理イタシテ居リマス、其委任經理ノ範圍ヲ少シク廣ゲタイト考ヘル、段々物價ガ騰貴イタシマスニ付イテハ從前定メタ所ノ費額デ經理イタシテ行キマスノハ困難デゴザイマスカラ、唯其流用ノ範圍ヲ少シク廣ク致シマシテ、サウシテ委任經理ノ目的ノ立ツヤウニ致シタイト考ヘル、全ク節儉ノ趣意ニ出タ案デゴザイマス、ドウゾ宜シク

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第八ノ法案ノ特別委員ハ議事日程ノ第六ノ法案ノ特別委員ニ付託シテ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第十、獸疫豫防法中改正法律案、政府提出、第一讀會

獸疫豫防法中改正法律案

右

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

明治四十一年三月十三日

内閣總理大臣侯爵西園寺公望
農商務大臣 松岡 康毅

獸疫豫防法中改正法律案

獸疫豫防法中左ノ通改正ス

第二條中第一項ノ割註ヲ「東京市、京都市及大阪市ニ於テハ區長、市制町村制ヲ施行セサル地方ニ於テハ市町村長ニ準スヘキ者」ニ改ム

第四條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ牛疫感染ノ疑アルモノニシテ第十四條ニ依リ地方長官 東京府ハ警視總監以下之ニ倣フ

ニ於テ免疫血清ノ注射ヲ行ヒタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第四條ノ二 前條第一項但書ニ該當スルモノト雖地方長官ニ於テ必要ト認

ムルトキハ其ノ撲殺ヲ命スルコトヲ得
第五條中割註ヲ削ル

第六條中「及前條」ヲ「又ハ前二條」ニ改ム

第十條第一項中「第四條、第五條」ヲ「第四條、第四條ノ二、第五條」ニ改メ
第三號ヲ左ノ如ク改ム

三 牛疫感染ノ疑アル爲撲殺シタル牛羊又ハ免疫血清若ハ豫防液ヲ注射
シタル後撲殺シタル獸類 評價額五分ノ四

第十一條第四號乃至第六號ヲ左ノ如ク改ム

四 第十二條第一項ノ命令ニ違背シ移動シタル獸類及物品

五 第十四條ニ依ル注射ノ執行ヲ妨ケタル場合ニ於ケル獸類

六 第十五條ノ命令ニ違背シ検査ヲ受ケス又ハ輸入若ハ移入シタル獸類
及物品

七 有病地ヨリ輸入又ハ移入シタル獸類及物品

第十二條ニ左ノ一項ヲ加フ

警察官及獸醫又ハ検査委員ニ於テ必要ト認ムルトキハ一定ノ期間獸疫ニ
罹リ又ハ其ノ疑アル獸類ヲ繋留シタル場所及其ノ近傍ニ對シ交通ヲ遮斷
スルコトヲ得

第十四條 地方長官ハ獸疫豫防上必要ト認ムルトキハ獸類ニ付検査ヲ行ヒ
又ハ免疫血清若ハ豫防液ノ注射ヲ行フコトヲ得

第十四條ノ二 警察官及獸醫又ハ検査委員獸類ノ検査又ハ免疫血清若ハ豫
防液ノ注射ヲ行フ場合ニ於テ助力ヲ要求シタルトキハ所有者又ハ管理人
ハ之ヲ拒ムコト得ス

第十五條 外國又ハ本法ヲ施行セサル地方ヨリ獸疫侵入ノ危険アリト認ム
ルトキハ有病地ヨリ又ハ有病地ヲ經テ輸入シ又ハ移入スル獸類及物品ノ
検査ヲ行ヒ又ハ其ノ輸入若ハ移入ヲ停止スルコトヲ得

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第二條ニ違背シタル獸醫

二 第三條又ハ第四條第一項ニ違背シタル者

三 第五條又ハ第十二條ノ命令ニ違背シタル者

四 第十四條ニ依ル検査又ハ注射ヲ妨ケタル者

五 第十五條ノ検査ヲ受ケス又ハ輸入若ハ移入ノ停止ニ違背シタル者

第十九條 削除

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔政府委員久米金彌君演壇ニ登ル〕

○政府委員(久米金彌君) 獸疫豫防法中改正法律案、此法案ヲ提出イタシマ
シタ理由ヲ一ト通り陳述イタシテ置キマス、獸疫豫防法中ノ改正ヲ必要トシ
マスル廉ハ、第一ハ現行ノ獸疫豫防法ニ依リマス、牛疫ニ罹リマシタ牛ハ
勿論ノ話、其疑アルモノト雖モ悉ク之ヲ撲殺ヲシナケレバナラヌト云フ規定
ニナツテ居リマス、然ルニ前年來牛疫ニ對シマシテ血清ト云フモノノ發明ガア
リマシテ之ヲ製造ヲ致シマシテ實地ニ應用ヲ致シテ見マシタ所ガ頗ル其效驗
ガアルノデアリマス、即チ牛疫血清ト云フモノヲ注射ヲ致シマス、故ニ牛疫ニ
豫防ノ上ニ效果ノアルト云フコトノ確認ガ付イタノデアリマス、故ニ牛疫ニ
罹リマシタモノ若クハ其疑アルモノハ悉ク之ヲ撲殺イタス必要ハ無イノデア
リマス、前申シマスル血清注射ト云フコトヲ行ヒマスレバ、ソレニ依ツテ豫
防ノ效果ト云フモノガ收メラレルノデゴザイマス、ソレ故ニ現行ノ法律ノ上
ニ改正ヲ加ヘマシテ此血清注射ト云フコトヲ行フコトノ出來マスル途ヲ開ク
必要ガアルノデゴザイマス、即チ提出イタシテアリマス所ノ此第四條ニ於
キマシテ其途ヲ開イタノデゴザイマス、是ガ改正ヲ要シマス第一ノ要點デゴ
ザイマス、又現行法ニ依リマス、ト云フト牛疫ニ對シマシテ検査ヲ行ヒマスル
ノハ外國カラ來マシタ牛ノミニ検査ヲ行フコトガ出來ルト云フコトニナツテ
居リマス、然ルニ内地ノ中デモ此法律ヲ施行シマセヌ地方ガアリマス、例ヘ
バ臺灣ノ如キ此法律ガマダ施行シテナイノデアリマス、然ルニ臺灣ノ如キカ
ラシマシテ内地ヘ牛ヲ輸入シマスノデゴザイマスガ、此牛ノ中ニ牛疫ニ罹ル
疑ヒ若クハ罹ッタモノガアリマシテモガ、之ニ對シテ検査ヲスル途ガ無イノ
デアリマスルガ故ニ、之ニ對スル所ノ検査ヲスル途ヲ開ク必要ガアルノデゴ
ザイマス、ソレ故ニ第十五條ニ改正ヲ加ヘマシタノデゴザイマス、第三ニハ
前申上ゲマシタ通り血清注射ノ途ヲ開キマスニ付キマシテハ現行ノ法律ノ中
ニ多少修正ヲ必要トスル廉ガ出來テ參ッタノデゴザイマス、ソレ故ニ各條ニ
跨リマシテ多少ノ修正ヲ必要トシタ譯デゴザイマス、尙又罰則ノ關係ニ於
キマシテ現行ノ刑法ハ遠カラズ改正ヲ實施セラレル譯デゴザイマスルガ故
ニ、其邊ニ付キマシテモガ幾バクカ修正ヲ加ヘル必要ガアリマシテ此罰則ノ

點ヲ幾ラカ修正ヲ致シタノデアリマス改正ノ要點ハ唯今申上ゲマシタ所ニア
ルノデゴザイマスガ、要シマスニ此牛疫ノ豫防ノ上ニ於キマシテ無用ノ殺生
ヲ避ケマシテ、又手數等ヲ省キマシテ、サウシテ豫防ノ實ヲ舉ゲマスルト同
時ニ、現行ノ法律ノ上ニ於キマシテ缺點ト認メマシタ所、遺漏ト見マシタ所
ヲ補充イタスト云フ趣意ニ外ナラスノデアリマス、何卒御審議ノ上御協贊ヲ
願ヒタウ存ジマス

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第十二モ同時ニ説明ニナッテ御異存ゴザ
イマセスカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

畜牛結核病豫防法中改正法律案

右

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

明治四十一年三月十三日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望
農商務大臣 松岡 康毅
內務大臣 原 敬

畜牛結核病豫防法中改正法律案

畜牛結核病豫防法中左ノ通改正ス

第七條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ韓國牛ニ對シテハ「ツベルクリン」注射ノ方法ニ依ラサルコトヲ得

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○政府委員(久米金彌君) 畜牛結核病豫防法中改正法律案、此改正法律案ハ
極メテ簡單ナモノデゴザイマス、僅ニ現行ノ第七條第一項ト申スノニ但書ヲ
加ヘルト云フダケノコトデゴザイマス、ソレデ現行法ニ依リマスト云フト外
國カラ來マス所ノ牛ニハ總テ「ツベルクリン」注射ト云フコトヲ行ヒマシテ、
ソレニ依ッテ牛疫ガアルカ無イカト云フコトヲバ検査スルト云フコトニナッテ
居リマス、然ルニ御承知ノゴザイマス通り内地ニ這入リマス牛ノ大部分ト申

シマスルモノハ朝鮮カラ這入ッテ參ルノデゴザイマスガ、此朝鮮カラ這入ッテ
來マス所ノ牛ハ數年來ノ經驗デ見マスルト云フト結核病ノ憂ガ殆ド無イノデ
ゴザイマス、其モノニ對シテ總テ此「ツベルクリン」注射ト云フコトヲ行ヒマ
スノハ誠ニ無益ノ手數デゴザイマス、當業者モ苦シメバ取扱フ方ノ官廳モ苦
シムト云フ譯デアリマスカラ、ソレ故ニ朝鮮カラ這入ッテ參リマス所ノ牛ニ
對シテハ場合ニ依ッテ血清注射ノ方法ヲ省略シテモ宜シイト云フ途ヲ開クト
云フノガ即チ此改正ノ要點デゴザイマス、是モ唯今申上ゲマシタ通りノ理由
デ誠ニ必要ナコトデゴザイマスカラ、何卒御審議ノ上ニ御協贊アラムコトヲ
希望イタシマス

○伯爵柳原義光君 質問ヲ致シタイコトガアリマス

○議長(公爵徳川家達君) 兩案ノ中、何レノ案ニ付イテノ御質問デアリマス

○伯爵柳原義光君 アトノ案ニ付イテ質問イタシタイノデゴザイマス、唯今

ノ御説明ニ依リマスト韓國カラ這入ッテ來ル牛ニハ結核菌ガ無イト云フ御説
明デ、ソレハ永年ノ何ト云ヒマスガ、御取扱上サウ云フコトニナルト云フ
様ニ拜承シテ居リマスガ、私ナドノ様ナ門外漢ニハ何故ニ韓國ノ牛ニハ結核
菌ガ無イカト云フ其理由ガ分リマセスガ、是ハ衛生上ニ忽セニスベカラザル問
題ダト思ヒマスカラ、其理由ヲ一ト通り伺ヒマス、尙又歐米日韓ノ牛ニ結核
菌ノアル牛ト無イ牛トアル、其健全ナ牛ノ比較ヲ一ト通り伺ヒタウゴザイマ
ス

○政府委員(久米金彌君) 御答ヘ致シマスルガ、實ハ私ニ於キマシテモガ全
ク獸醫的ノ問題ニナリマスルト御答ヲシニクイノデアリマス、故ニ朝鮮カラ
這入ッテ來ル牛ニ何故ニ結核菌ガ無イカト云フコトニ付キマシテハ實ハ説明
ガ出來ナイノデアリマス、唯今日マデ承ハツタ所ニ依リマス、專門家モ何
故ニ朝鮮牛ニ結核菌ガ無イト云フ原因マデハ確實ナル認メガ無イカノ様ニ承
知イタシテ居リマス、唯數年來ノ實驗ニ依リマスルト、兎ニ角朝鮮ノ牛ニハ
結核菌ガ無イ、若クハ少イト云フ事實ダケハ事實ガ證明ヲ致シテ居リマス、
左様御承知ヲ願ヒタイト思ヒマス、尙又今マデ検査ヲシタ牛ニ付イテ、ドレ
ホド病牛ガアツタト云フコトハ委シイ調査ガゴザイマスガ、折悪シク唯今手
許ニゴザイマセス、何レ委員會モゴザイマセウカラ、其席ニ於テ申上ゲタイ
ト思ヒマス

〔辻新次君「私モチヨット承ッテ見タイコトガアリマス」ト述フ〕

○議長(公爵徳川家達君) 唯今、政府委員ガ發言中デゴザイマスカラ暫ク御見合セテ願ヒマス、唯今政府委員ヨリ柳原伯爵ノ質問ニ對スル辯明中ト思ヒマス

○政府委員(久米金彌君) チヨット申上ゲマス、唯今ノ書類ガ手許ヘ參リマシタカラ、ソレニ依ッテ申上ゲマス、外國カラ參リマシタ牛ガ三十八年ニハ六十一頭デゴザイマス、ソレカラ三十九年ニハ六十頭、四十年ニハ三百二十一頭、之ヲ合計イタシマスルト四百四十二頭ノ中デ此結核ノ疑ヒアル牛ガ九頭、ソレカラ輕症牛ガ一頭デアッタ、即チ病牛ハ約百分ノ二ト云フ割合ニナル、是ガ外國カラ這入ッテ來ル分デゴザイマス、ソレカラ韓國カラ參リマシマス牛デゴザイマスガ、是ハ三十八年ニハ五千〇五十七頭デゴザイマス、其中疑似症ガ八頭デゴザイマス、三十九年ニハ輸入ノ頭數ガ六千七百九十六頭アリマシテ、其中疑似症ガ十二、ソレカラ四十年ニハ這入りマシタ牛ガ一萬八千二百六十五頭アリマシテ、其中疑似症ガ十四頭、デ詰リ之ヲバ總括シマスルト云フト、三箇年間ニ這入ッテ來タ牛ガ三萬〇百八十八頭デアリマシテ、中ニ疑似症ガ僅カ三十四頭ニ過ギナイト云フ割合ニナッテ居リマス、詰リ千頭ニ付キ約一頭、千ニ一ト云フ事實デゴザイマス

○辻新次君 チヨット御尋ネ致シマス、此血清ノ注射デアリマスガ、血清ノ注射ヲ致シマスレバ、免疫ニナッテ感染ト云フコトハ先ヅ無イト云フノデゴザイマスカ、マアサウ見ナケレバナラヌノデアリマスガ、ソレハ經驗上サウ云フコトニ確ニ御認メニナッタト云フコトガアッテ、此改正案ガ出タノデアリマスカ、即チ簡單ニ御答ヲ願ヒタイコトハ、血清ノ注射ヲスレバ先ヅ感染ノ恐レガ無イト云フコトハ確ニ認メラレルモノトナッタノデゴザイマスカ、ソレヲチヨット承ハリタイノデアリマス

〔政府委員久米金彌君演壇ニ登ル〕

○政府委員(久米金彌君) チヨット今ノ御問ヒハ畜牛結核病ノ方ノ御問ヒデゴザイマシタカ、前ノ案ノ方デゴザイマシタラウカ

○辻新次君 獸疫豫防法ノ方デ感染ノ疑ヒアルモノハ血清注射ヲシテ、サウシテ撲殺ヲセナイト云フコトニナリマシタ様ニ見エマスガ、サウスレバ血清注射ヲスレバソレデ感染ノ恐レガ無イモノト云フコトニ見ラレタト思ヒマスガ、ソレハ確カニサウ云フ實蹟ガ舉ッタモノデアるかト云フコトヲ御尋ネ致

シマス

○政府委員(久米金彌君) 御答ヘ致シマス、此血清注射ト云フモノノ效能ハ二ツノ目的ガ有ルラシイノデゴザイマス、其一ツハ検査スル爲デアッテ、果シテ病菌ガアルヤ否ヤト云フコトヲ試驗スル爲ノ様デゴザイマス、言ヒ換ヘテ見マスレバ試驗藥ニナルノデアリマス、今一ツハ病氣ヲ治ス爲ニモ效能ガアル様デゴザイマス、ソレデ治療ノ爲ニモ血清ガ使ハレル様デゴザイマス、血清注射ヲ致シマスル實況ヲ私ノ承ッタ所デハ、二百「グラム」内外ヲ注ギ込ムト云フトソレハ試驗藥ノ效能ヲ爲ス、然ルニ治療藥ノ場合ニハ餘ホド其分量ヲ多クシナケレバナリマセヌ、即チ注射ノ分量ヲ七百「グラム」位ニシナケレバナラヌ様ニ聞イテ居リマス、ソレデ牛疫ノアリマス場合ニハ牛ノ先ヅ以テ疑ヒノアル場合ニ於テ、唯今申シタ分量ヲ注シテ其反應如何ヲ見テ果シテ病氣ニ罹ッテ居ルカ居ラヌカト云フコトヲ試驗スルノデアリマスシ、尙又ソレガ愈々病牛デアルト云フコトニナリマスレバデス、前申シタ通り多量ノ血清ヲ注射シマシテ、サウシテ血清ヲ治療ノ爲ニ使フ、斯ウ云フコトノ様デゴザイマス、ソレデ多ク私ノ承ッタ所デハ血清ノ效能ハ治療藥トスル場合ヨリハ寧ロ試驗ノ用ニ供スル方ガ效能ガ多イ様ニ承知イタシテ居リマス、左様御承知ヲ願ヒタイ

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第十、第十二ノ兩案ハ同一委員デ御異議

ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第十四、鹽專賣法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

鹽專賣法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

明治四十一年三月十二日

衆議院副議長 箕浦 勝人

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔小字ハ衆議院ノ修正
ハ削除ノ符號〕

鹽專賣法中改正法律案

鹽專賣法中左ノ通改正ス

第十七條ノ二 鹽ハ政府又ハ政府ノ指定シタル鹽元賣捌人若ハ鹽小賣人ニ非サレハ之ヲ販賣スルコトヲ得ス

鹽賣捌人及鹽ノ販賣ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 左ニ掲クル場合ニ於テハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ特ニ定メタル價格ヲ以テ鹽ノ賣渡ヲ爲スコトヲ得

一 外國ニ輸出シ又ハ本法ヲ施行セサル地ニ移出スル爲賣渡ヲ請求スル者アリタルトキ

二 命令ヲ以テ指定スル用途ニ使用スル爲賣渡ヲ請求スル者アリタルトキ

三 前各號ノ外特ニ命令ヲ以テ定メタル場合ニ該當スルトキ

前條又ハ前項第三號ニ依リ賣渡シタル鹽ニシテ外國ニ輸出シ、本法ヲ施行セサル地ニ移出シ又ハ命令ノ定ムル用途ニ使用セラレタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ交付金ヲ下付ス

第二十條ヲ削ル

「第二十條ノ二」ヲ「第二十條」ニ改ム

第三十條ノ三 鹽賣捌人ニ非スシテ鹽ヲ販賣シ又ハ販賣ノ準備ヲ爲シタル者ハ十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル鹽ハ之ヲ沒收ス

第十條中「賣買業」ヲ「賣捌業」ニ、第二十條、第二十一條、第二十二條、第三十條ノ二、第三十一條、第三十二條、第三十六條、第三十七條及第三十九條中「鹽賣買業者」ヲ「鹽賣捌人」ニ改ム

附 則

本法ハ明治四十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス 但シ第十七條ノ二第二項ハ本法發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

鹽賣買業者ハ明治四十一年三月三十一日ニ於テ現ニ其ノ所持ニ係ル鹽ノ種類、等級、數量ヲ明治四十一年四月十日迄ニ政府ニ申告スヘシ

鹽賣捌人ノ指定ヲ受ケサル者本法施行前ヨリ所持スル鹽ハ本法施行後一年ヲ限り之ヲ販賣スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ販賣者ハ其ノ販賣ニ關ス

ル帳簿ヲ調製シ明治四十一年四月以後毎月末日ニ於ケル鹽ノ種類、等級、數量及其ノ月ノ受拂高ヲ翌月五日迄ニ政府ニ申告スヘシ
前二項ノ規定ニ違反シタル者ハ二十圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

〔國務大臣松田正久君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(松田正久君) 本案ハ鹽專賣法ニ不備ノ點アル所ヨリシテ改正ヲ加フル爲ニ提出ヲ致シタノデアリマスル、鹽專賣法ヲ實施以來ノ實驗ニ徴シマスルノニ、成ルベク鹽價ヲ低廉ニ致シ、而シテ鹽ノ供給ヲ圓滿ニ致シマスルノニハ各地ノ重モノナル所ニ於テ官設ノ鹽販賣所ヲ設ケマシテ、之ト同時ニ賣捌人及小賣人ヲ指定スル必要ガアルト考ヘマス、而シテ成ルベク鹽ノ價格ニ適當ノ制限ヲ加ヘタイト云フ積リヨリジテ本案ヲ提出イタシマシタ譯デアリマスルカラ、御審議ノ末、御協賛ヲ願ヒマス

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第十六ニ移リマス、家祿賞典祿處分ニ關スル法律案、衆議院提出、第一讀會

家祿賞典祿處分ニ關スル法律案

右本院提出案及送付候也

明治四十一年三月十二日

衆議院副議長 箕浦 勝人

貴族院議長公爵徳川家達殿

第一條 明治三十年法律第五十號家祿賞典祿處分法ニ據リ給與ノ願出ニ對シ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依リ出訴セムトスル者ハ本法施行ノ日ヨリ二箇年以内ニ之ヲ爲スコトヲ得

附 則

本法ハ明治四十一年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

○子爵谷干城君 之ニ付イテハ政府委員ニ一ツ質問ラシテ置キタイト思ヒマスガ、政府委員ニチヨット……

○議長(公爵徳川家達君) 大藏大臣ニデスカ

○子爵谷干城君 左様デゴザイマス、大藏大臣ヘチヨット伺ヒタイトデゴザ

イマス

〔國務大臣松田正久君演壇ニ登ル〕

○子爵谷干城君 此家祿賞典祿處分ニ關スル法律案、ドウカ是ハ其内容ヲ聞キマスルト、行政裁判所へ訴ヘルコトヲ得ルト云フヤウナ法律ノヤウニ承知イタシマスガ、是ハモウ久シク實ハ私ドモ承ハル案デ、大凡之ヲ願出ルノガ千件餘モアルト云フコトデ、其内ニハ隨分尤モナガモゴザイマセウガ、私ドモガ承ッテ迎モ是ハイカナイト斯ウ考ヘルノモアルヤウニ思ヒマス、ソレデ今度此法律案ガ通過シマスレバ何レ行政裁判所マデ持出シマシテヤルノデゴザイマセウガ、政府ノ御見込デハ如何デゴザイマスカ承ッテ置タイト思ヒマスガ到底是ハムツカシイモノト云フ御考デゴザイマセウカ、又ハ大勢ノ中ニハ採ルベキモノガアルト云フ御考デゴザイマセウカ、チヨットソレヲ伺ッテ置キタイ

○國務大臣(松田正久君) 唯今ノ御質問ニ御答ヲ致シマスルガ、隨分此事ニ付イテハ當局者ニ於テモ頗ル困難ヲ感ジテ居ル次第デゴザイマス、ソレ故ニ衆議院デ此案ヲ提出イタサレマシタコトト存ジマスガ、是ハ特別委員會ニ於キマシテ是マデノ行懸リ其他詳細ニ説明ヲ致シマセスト本官ニ於キマシテモ極ク不案内ノコトデゴザイマスルカラ、ドウカ特別委員會ニ於テ御聞キヲ願ヒタイノデゴザイマス

意見書案

砂糖營業稅輕減ニ關スル件

大阪市南區安堂寺橋通平民大阪砂糖商組合員藤田助七外四十九名呈出三重縣津市大字分部町砂糖商太田茂兵衛外十四名呈出

右ノ請願ハ砂糖ハ米麥石油ト同ク商品トシテ頗ル薄利ナルニ拘ラス其ノ營業稅ハ重キ消費稅額ヲ賣上實額ニ加算シタルモノヲ標準トシテ賦課セラルルヲ以テ當業者ノ苦痛ヲシテ一層甚シカラシムルニ依リ稅法整理案審査委員會ニ於テ議定セラレタル營業稅法改正案中賣上金額ニ對シテ特定ノ低率稅ヲ課スヘキ甲種ノ品目中ニ之ヲ加ヘラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スベキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十一年 月 日

貴族院議長 公爵德川 家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

意見書案

新案變聲音符採用ノ件

東京府荏原郡品川町平民著作業片岡哲呈出
右ノ請願ハ請願人ノ發明ニ係ル變聲音符ヲ使用スルトキハ國語及字音ノ假字遣上何等ノ改訂ヲ要セスシテ内外國人ノ國語學修上頗ル簡便容易ナルニ依リ國家將來ノ發展ニ鑑ミ假字遣ノ文典トシテ之ヲ採用セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送附候也

明治四十一年 月 日

貴族院議長 公爵德川 家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

意見書案

北海道鐵道買收ニ關スル件

北海道鐵道株式會社專務清算人坂本則美呈出
右ノ請願ハ北海道鐵道株式會社ノ本免許狀指定期限ハ明治四十一年五月ナリシモ日露ノ國交斷絶ノ兆アリシヲ以テ工費ノ多額ニ上ルヲ顧ミス竣成期ヲ短縮シテ全線ヲ開通セシメタルニ營業上ノ利益漸ク増加セムトスルノ時ニ際シ鐵道國有法ニ據リテ買收セラレ其ノ價額ハ建設實費ヲ以テスルノ命合アリタルニ拘ラス之カ給付ハ建設費以下ニ止マリ且其ノ支拂ハ金錢ヲ以テセス公債證書ヲ以テセラレタル等株主ノ損害多大ナルニ依リ之カ補償ヲ仰キタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十一年 月 日

貴族院議長 公爵德川 家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

意見書案

渡良瀬川沿岸地方特別地價修正漏地地價修正ノ件

群馬縣邑樂郡郷谷村平民農大塚源十郎外百八十九名呈出

右ノ請願ハ請願人等ノ地方ハ激甚ナル鑛毒被害地ニシテ殊ニ明治三十九年及明治四十年ノ水害ニ因リ一層土壤ノ變質ヲ來シタルモ被害ノ程度尠キ鄰村ハ明治三十七年法律第十六號ニ據リ特ニ地價修正ノ恩典ニ浴シタルニ反シ同村ハ之ニ漏レタルヲ以テ齊シク特別地價修正ヲ施サレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十一年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

意見書案

渡良瀬川水害救済ノ件

群馬縣邑樂郡西谷田村平民農高橋仁吉外百五十一名呈出

右ノ請願ハ渡良瀬川ハ八年洪水汎濫ノ區域ヲ擴張シテ慘害愈甚シキヲ加フルヲ以テ足尾銅山ノ鑛毒及煙害ヲ塞クト共ニ水源地方ニ於ケル森林ヲ一層有效ニ保護シ關宿ノ堰堤等ノ如キ自然ニ反スル人工設備ヲ撤シ且之カ爲下流ニ及ホスヘキ危険ニ對シ適當ナル施設ヲ加ヘ又別ニ利根渡良瀬兩川ノ河身改修ヲ速成シ以テ根本的治水策ヲ實行セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十一年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

意見書案

樺太島鱒刺網漁業否認ノ件

北海道函館區會所町平民漁業米林伊三郎外六十名呈出
右ノ請願ハ樺太島ニ於テハ其ノ露領ニ屬シタル時代ヨリ刺網ノ使用ヲ禁シ

魚族ノ繁殖ヲ計リタルニ近來漁村設置或ハ組合特許ヲ標榜シテ刺網ノ使用ヲ出願スル者アリ若シ一度之カ許可ヲ與ヘラレムカ忽チ濫獲ノ弊ヲ生シ同島主要ノ産業タル鱒漁業ヲ衰頽セシメ隨テ拓殖ノ目的ヲ達スルコト能ハサルニ至ルヘキヲ以テ之カ願出ニ對シテハ不許可ノ處分ニ出テラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十一年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

意見書案

廣島江津間鐵道速成ノ件

廣島縣雙三郡三次町長岡純一外百六十名呈出
右ノ請願ハ山陰山陽兩道ノ聯絡ヲ通スルハ地方經濟上ノ發達ニ關クヘカラサルノミナラス又對外通商上及國防上一日モ緩ウスヘカラサルモノナルヲ以テ既ニ豫定線中ニ編入セラレタル廣島江津間ノ鐵道ヲ第一期線ニ繰上ケ速ニ起工セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十一年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

意見書案

庄内川改修ニ關スル件

愛知縣海東郡富田村長鈴木助十郎外十七名呈出
右ノ請願ハ尾張國庄内川ハ沙泥堆積シテ河底ハ隆起甚シク霖雨アル毎ニ洪水汎濫シ堤塘ヲ決潰シ橋梁ヲ流失セシムル等沿岸町村ノ被害年年甚シキヲ加ヘ困弊セル民力ヲ以テシテハ到底河身ノ改修ヲ行フコト能ハサルニ依リ國費ヲ以テ速ニ之カ工事ヲ施行セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十一年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

○伊澤修二君 本員ハチヨット質問ヲ致シタイ

○議長(公爵徳川家達君) 伊澤君ニ伺ヒマスガ、ドノ請願デアリマスカ

○伊澤修二君 此新案變聲音符採用ノ請願、之ニ付キマシテマス

○議長(公爵徳川家達君) 宜シウゴザイマス

○伊澤修二君 此事柄ハチヨット書イタモノデ見マシタ所デハ何分能ク分リ

マセヌノデアリマスガ、變聲音符トカ云フノハドウ云フヤウナモノデアアルカ

ト云フコトノ質問ガシタイト思ヒマス、ソレカラ一國語及字音ノ假字遣上何

々ト書イテゴザイマスガ、即チ此符ヲ付ケテ置ケバ從來ノ通りノ假名遣デ

別ニ改訂ト云フヤウナモノモ要ラズ容易ニ誰ニモ分ルヤウニナル、サウ云フ

御趣意デアリマシタカ、ドウゾソレヲ一ツ御説明ヲ願ヒタイノデス

○三宅秀君 其御問ヒノ起リマスルノハ至極御尤デゴザイマス、詰リ此所ニ

掲ゲテゴザイマスル、日程ニ掲ゲテゴザイマスルノヲ讀ミマシタノデハ、誰

シモ疑ヒガ起リマス、又特別報告ヲ御覽ニナリマシテモ唯今ノヤウナ御疑問

ノ起リマスノハ至極御尤デゴザイマスカラ、御質問ヲ受ケヌ内ニ私カラ一應

説明ヲ致シテ置カウカト存ジマシタノデ、是ハ唯今御質問ノ内ニゴザイマシ

タ通りニ、是マデノ假名遣ヲ据置キマシテ、ソレデ至極簡便ニ讀ミ方モ分リマ

スヤウナ工夫ナノデアリマス、果シテ其工夫ガ善イカ悪ルイカト云フコトハ

無論我々判断スル譯ニハ參リマセヌケレドモ、丁度之ヲ考付キマシタノハ漢

字ノ四隅ヘ「ボツ」ヲ入レマシテ四聲ヲ分ケルノト同ジコトカラ考ヘタラシク

本員等ハ認メテ居リマス、一例ヲ舉ゲテ見マサルト、是マデノ假名遣デゴザ

イマスルト、ハ行ノ中ノ「ハ」ノ字ハ「ワ」トモ讀ムシ「ハ」トモ讀ムコトガゴザ

イマス、「ハ」ニ濁リヲ打ッテ「バ」トナリ、圓ヲ付ケテ「バ」トナリマスコトハ

仕來ッテ居リマスガ、「ハ」ト讀ムトキ「ワ」ト讀ムトキノ區別ガ無い、ソレ

故ニ「ハ」ト讀ムトキハ無ジルシデ置ク、「ワ」ト讀ム時分ニハ別ニ一ツノ音符

ヲ付ケテ曲ッタク「ノ」字ノヤウナ音符ヲ付ケテ置キマスル、サウシテ「ハ」ト

云フ字ヲ書イテアルケレドモ「ワ」ト讀マセルノデアアル、ソレカラ例ヘバ「ハ」

行デ「ホ」ノ字デゴザイマス、「ホ」ト讀ムトキモゴザイマスシ「オ」ト讀ムトキ

モアル、其時分ニハ無ジルシデアリマスレバ「ホ」ト發音イタシマスシ、唯今ノ

新案ノ音符ガ付イテ居リマスレバ「オ」ト讀ミ「ニオイ」ト云フ時分ニハ「ニホ
ヒ」ニ音符ヲ使フ、サウ致シマスルト内國人ガ是マデノ假名ヲ用井テ居リマ
スニモ便利デアリ、殊ニ外國ノ人ナドガ日本語ヲ學ブノニ大變便利デアラウ
ト云フノデ、ソレラノ澤山ノ例ヲ舉ゲテ示シテゴザイマス、ドウゾ其筋ヘ提
出サレテ御詮議ノ上、採用アリタイ、斯様ナ請願デゴザイマス、例ハ澤山ゴ
ザイマシテ本員ハ覺エテ居リマセヌガ、先ヅ簡單ニ説明イタシマスルト右ノ
通りデアリマス

○議長(公爵徳川家達君) 採決ヲ致シマス、唯今議題ニ供シマシタ請願ハ全
部、請願委員長ノ報告通り採擇シテ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 次ハ議事日程第二十六ヨリ第三十三マデヲ議題ト
致シマス

意見書案

日露戰役ニ際シ城津居留被害民救済ノ件

韓國元山港春日町貿易商太田儀三外八名呈出

右ノ請願ハ請願人等ハ曩ニ韓國城津ニ居留中日露戰役ノ爲多年辛酸ヲ嘗メ
テ贏チ得タル財産ノ全部ヲ敵軍ノ爲ニ燒盡セラレ今ヤ再ヒ起チテ事業ヲ經
營スルノ餘力ナキノミナラス衣食ニ窮スルノ悲境ニ陥リタルヲ以テ速ニ之
カ損害ノ救済ヲ仰キタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキ
モノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十一年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣公爵西園寺公望殿

意見書案

酒造税法中改正ノ件

愛知縣知多郡枳豆志村平民酒造業澤田儀左衛門呈出

右ノ請願ハ酒造税法中改正法律案ニ於ケル免許制限石數ノ引上ハ未タ以テ
小醸造業者續出ノ弊ヲ矯ムルコト能ハサルニ依リ之ヲ清酒三百石味淋百石

燒耐五十石以上ニ引上ケラレ及酒造業ヲ保護スル爲火入貯藏減量ヲ百分ノ五ト見積リ毎年五月一日ノ現在石數ニ照シテ之ヲ課稅石數ヨリ控除シ且納稅期第四期ヲ五月ニ改正セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十一年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

意見書案

畑地租特免ノ件

茨城縣北相馬郡文村長五十嵐彌三郎呈出
右ノ請願ハ茨城縣北相馬郡文村ハ明治三十九年ヨリ同四十年ニ互リテ利根川ノ水害ヲ被リ畑作物ノ損失約三分ノ二以上ニ達シ住民ハ流離顛沛ノ悲境ニ陥リ爲ニ義務教育年限ノ延長ニ關スル施設ノ如キ之ヲ完フスルコト能ハス村治ニ重大ナル支障ヲ生スルノ虞アルニ依リ明治四十年八月水害ノ當時收穫皆無ニ歸シタリ畑地ニ對シ田租ト同シク地租ヲ免除セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十一年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

意見書案

寺院ニ關スル法律制定ノ件

東京市京橋區築地三丁目妙延寺住職山本貫通呈出
法人ニ關スル民法ノ規定ハ寺院佛堂等ニ適用セラレサルニ拘ラス未タ寺院ニ關スル法規ノ制定ヲ見ス爲ニ寺院住職檀徒及寺院ノ財産等ニ付紛雜ヲ醸スコト尠カラサルヲ以テ速ニ之ニ關スル特殊ノ法律ヲ制定セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十一年 月 日

貴族院議事速記録第十五號

明治四十一年三月十七日

請願會議

貴族院議長 公爵徳川 家達
内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

意見書案

租稅整理案ノ營業稅法改正案中物品販賣業稅率ノ甲種ニ豆類及菜種ノ二種ヲ加フルノ件

小樽商業會議所會頭添田弼呈出

右ノ請願ハ北海道ノ重要產物タル豆類及菜種ハ薄利ノ商品ニシテ稅法整理案中營業稅法改正案第十二條ノ甲種ニ該當スヘキモノナルニ拘ラス之ヲ丙種ニ屬セシメラレタルモ斯ノ如キ高率ノ課稅ハ營ニ營業者及生産者ノ苦痛トスルトコロタルノミナラス又北海道ノ發達ヲ阻礙スルモノナルヲ以テ之ヲ甲種品目中ニ加ヘラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十一年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

意見書案

郡ノ境界變更ノ件

大分縣北海部郡川添村長村谷半次郎外九名呈出
右ノ請願ハ大分縣北海部郡川添村外九箇町村ハ郡衙トノ交通甚不便ニシテ公事ニ支障ヲ生スルコト尠カラサルノミナラス古來物貨ノ需要供給ハ一ニ大分地方ニ賴リ人情風俗ヨリ百般ノ些事ニ至ル迄悉ク大分ニ近似シ且大分ト同一ノ區裁判所及土木官署等ノ管轄ニ屬スルヲ以テ以上ノ各町村ヲ大分郡ニ編入セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十一年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

意見書案

酒造稅納期改正ノ件

廣島縣安佐郡綠井村平民酒造業中道卯之助呈出

右ノ請願ハ酒造稅納期中第三期ト第四期トハ月ヲ連ヌルノミナラス恰モ清酒釀造ノ時ニ際シ資金未タ回收ニ至ラス當業者ノ大ニ苦痛ヲ感スルトコロナルニ依リ第四期三月ヲ五月ニ改正セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十一年 月 日

貴族院議長 公爵德川 家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

意見書案

畑地租免除ノ件

埼玉縣大里郡長井村平民農田部井德三郎外三百八十二名呈出

右ノ請願ハ請願人等ノ地方ハ明治三十八年ヨリ明治四十年ニ互リ田畑ヲ通シテ利根川ノ水害ヲ被リ住民困弊ノ極ニ陥リ納稅資力ヲ亡失セルノ状態ナルヲ以テ水害ニ因リテ收穫皆無ニ歸シタル畑ノ地租ヲ免除スルノ特別處分ヲ仰キタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十一年 月 日

貴族院議長 公爵德川 家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

○下村辰右衛門君 請願委員長ニテヨット御尋ネテ致シマスガ、此二十七號ニ三十二ノ酒造稅法ノ改正ニ對スル請願ニ付キマシテハ本日ノ日程ニ既ニ出テ居リマスノデモ、當業者ハ如何ニ苦ンデ居ルカト云フ事實ヲ證明スルニ足ルノデアリマス、此請願ニ對シマシテハ政府ノ意見ハトウデアルカ、委員會ニ於テハ御尋ネニナリマシタノデゴザイマスカ、チヨット伺ヒタウゴザイマス

○三宅秀君 唯今、守衛ガ參ッテ居リマシテ、ツイ質問デ有ルカ、無イカト云フコトモ承ハリ落シマシタ、甚ダ申シ兼ネマシタガ、モウ一應ドウゾ：
○下村辰右衛門君 本日ノ議事日程ノ二十七、並ニ三十二ノ酒造稅法改正ノ

請願ニ對シテハ政府ノ意見ヲ御問合セニナッタデセウガ、其點ヲ承ハリタウゴザイマス

○三宅秀君 政府ノ意嚮ヲ御聞キニナルノデスカ

○下村辰右衛門君 ハイ

○三宅秀君 是ハ政府ノ意嚮ヲ承ハリマシタ所デハ、チヨット政府デモ此際變更スルコトハ致シ難イヤウナ意味デゴザイマシタ、併ナガラ納期改正ナドノコトハ最モ當業者ノ苦ム所ノ様子デゴザイマスカラ、兎ニ角參考ノ爲ニ斯樣ノ請願モアルト云フコトヲ參考ノ爲ニ政府マデ送ッテ置クノガ至極當然デアラウカト云フコトデ採擇イタシタ譯デアリマス

○議長(公爵德川家達君) 採決イタシマス、議事日程第二十六ヨリ第三十三マデノ請願ハ全部採擇シテ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス、是デ本日ノ議事ハ終リマシタ、御委託ニ相成リマシタ特別委員ノ氏名ヲ書記官長ヲシテ朗讀イタサセマス

〔太田書記官長朗讀〕

樺太廳立小學校教員退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律案特別委員

伯爵松本 宗隆君 伯爵大木 遠吉君 子爵京極 高德君

辻 新次君 淺田 德則君 田中 芳男君

伯爵南岩倉 具威君 男爵若王子 文健君 加藤 正惠君

陸軍營繕費補充資金特別會計法案外一件特別委員

子爵内田 正學君 子爵高木 正善君 男爵野田 豁通君

男爵四條 隆平君 男爵新田 忠純君 湯地 定監君

兒玉 淳一郎君 谷 新助君 内藤 宇兵衛君

獸疫豫防法中改正法律案外一件特別委員

子爵堤 功 長君 子爵松平 康民君 子爵實吉 安純君

男爵石 黒 忠直君 男爵藤村 紫朗君 大澤 謙二君

男爵高千穂 宣麿君 男爵杉 溪 言長君 久保 市三郎君

鹽專賣法中改正法律案特別委員

伯爵大原 重朝君 子爵前田 利定君 男爵船 越 衛君

男爵調所 廣丈君 男爵沖 守 固君 男爵河邊 博長君

男爵本多 政以君 仁尾 惟茂君 鎌田 勝太郎君
家祿賞典祿處分ニ關スル法律案特別委員

伯爵島津 忠亮君 伯爵松平 頼壽君 子爵谷 干 城君

子爵黒田 和志君 子爵青木 信光君 三浦 安君

德久 恆範君 男爵小 原 適君 下村辰右衛門君

○議長(公爵徳川家達君) 明後日議事ヲ致シマスガ、議事日程ハアトヨリ御
通知ニ及ビマス、本日ハ是デ散會イタシマス

午前十一時十五分散會